

和歌山県営住宅条例（平成9年和歌山県条例第42号）による同条例第2条第1項第2号に規定する準特定優良賃貸住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

1. 執行機関の別	都道府県知事・市区町村等
2. 都道府県名	和歌山県
3. 市区町村名	和歌山県
4. 届出番号	3
5. 独自利用事務の事例番号	31-1：地方公共団体が設置する住宅等の管理に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの	和歌山県営住宅条例（平成9年和歌山県条例第42号）による同条例第2条第1項第2号に規定する準特定優良賃貸住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	19	
③番号法別表第2の項	31	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		和歌山県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1第1知事項（3） 和歌山県営住宅条例（平成9年和歌山県条例第42号）による同条例第2条第2号に規定する準特定優良賃貸住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの 和歌山県営住宅条例（平成9年和歌山県条例第42号）による同条例第2条第1項第2号に規定する準特定優良賃貸住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	公営住宅法（昭和26年6月4日法律第193号）第1条	和歌山県営住宅条例（平成9年和歌山県条例第42号）第3条
⑥事務の趣旨又は目的	第1条 この法律は、国及び地方公共団体が協力して、健康で文化的な生活を営むに足る住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、又は転貸することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とする。	第3条 住宅に困窮する低所得者に対して低廉な家賃で住宅を供給するため、県営住宅を設置する。

⑦独自利用事務の関連規範		和歌山県営住宅条例（平成9年和歌山県条例第42号）和歌山県営住宅条例施行規則（平成9年10月9日規則第95号）
--------------	--	---

## 2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1		
	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令22条 項1号	和歌山県営住宅条例第16条
②事務の内容	公営住宅法第十六条第一項又は第四項若しくは第二十八条第二項又は第四項の家賃の決定に関する事務	和歌山県営住宅条例第15条に規程する県営住宅の毎月の家賃の決定に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令22条 項1号イ	和歌山県営住宅条例施行規則第14条第2項
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事
③提供を求める特定個人情報	身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及び障害の程度に関する情報	身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及び障害の程度に関する情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令22条 項1号ロ	和歌山県営住宅条例施行規則第14条第2項
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事
③提供を求める特定個人情報	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第一項の精神障害者保健福祉手帳の交付及び障害の程度に関する情報	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第一項の精神障害者保健福祉手帳の交付及び障害の程度に関する情報
特定個人情報3		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令22条 項1号ハ	和歌山県営住宅条例施行規則第14条第2項
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報
特定個人情報4		

①根拠規定	番号法別表第二主務省令22条 項1号ニ	和歌山県営住宅条例施行規則第14条第2項
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	住民票に記載された住民票関係情報	住民票に記載された住民票関係情報

## 2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

### 事務2

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令22条 項2号	和歌山県営住宅条例第18条第1項
②事務の内容	公営住宅法第十六条第五項（同法第二十八条第三項及び第五項並びに第二十九条第九項において準用する場合を含む。）の家賃若しくは金銭又は同法第十八条第二項の敷金の減免の申請に係る事実についての審査に関する事務	第18条第1項に規定する家賃の減免に係る審査に関する事務

### 特定個人情報1

①根拠規定	番号法別表第二主務省令22条 項2号ハ	和歌山県営住宅条例施行規則第17条第2項
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報

## 2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

### 事務3

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令22条 項2号	和歌山県営住宅条例第19条第2項
②事務の内容	公営住宅法第十六条第五項（同法第二十八条第三項及び第五項並びに第二十九条第九項において準用する場合を含む。）の家賃若しくは金銭又は同法第十八条第二項の敷金の減免の申請に係る事実についての審査に関する事務	第19条第2項に規定する敷金の減免に係る審査に関する事務

### 特定個人情報1

①根拠規定	番号法別表第二主務省令22条 項2号ハ	和歌山県営住宅条例施行規則第17条第2項
-------	---------------------	----------------------

②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報

## 2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

### 事務4

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令22条 項3号	和歌山県営住宅条例第18条第1項
②事務の内容	公営住宅法第十九条（同法第二十八条第三項及び第五項並びに第二十九条第九項において準用する場合を含む。）の家賃、敷金又は金銭の徴収猶予の申請に係る事実についての審査に関する事務	第18条第1項に規定する家賃の徴収猶予に係る審査に関する事務

### 特定個人情報1

①根拠規定	番号法別表第二主務省令22条 項3号ハ	和歌山県営住宅条例施行規則第17条第2項
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報

## 2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

### 事務5

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令22条 項3号	和歌山県営住宅条例第19条第2項
②事務の内容	公営住宅法第十九条（同法第二十八条第三項及び第五項並びに第二十九条第九項において準用する場合を含む。）の家賃、敷金又は金銭の徴収猶予の申請に係る事実についての審査に関する事務	第19条第2項に規定する敷金の徴収猶予に係る審査に関する事務

### 特定個人情報1

①根拠規定	番号法別表第二主務省令22条 項3号ハ	和歌山県営住宅条例施行規則第17条第2項
②情報提供者	市町村長	市町村長

③提供を求める特定個人情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報
---------------	--------------------	--------------------

## 2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

### 事務6

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令22条 項4号	和歌山県営住宅条例第8条
②事務の内容	公営住宅法第二十五条第一項の入居の申込みに係る事実についての審査に関する事務	第8条に規定する入居の申し込みに係る事実についての審査に関する事務

### 特定個人情報1

①根拠規定	番号法別表第二主務省令22条 項4号1	和歌山県営住宅条例施行規則第2条第2項
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事
③提供を求める特定個人情報	身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及び障害の程度に関する情報	身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及び障害の程度に関する情報

### 特定個人情報2

①根拠規定	番号法別表第二主務省令22条 項4号ロ	和歌山県営住宅条例施行規則第2条第2項
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事
③提供を求める特定個人情報	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第一項の精神障害者保健福祉手帳の交付及び障害の程度に関する情報	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第一項の精神障害者保健福祉手帳の交付及び障害の程度に関する情報

### 特定個人情報3

①根拠規定	番号法別表第二主務省令22条 項4号ハ	和歌山県営住宅条例施行規則第2条第2項
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報

### 特定個人情報4

①根拠規定	番号法別表第二主務省令22条 項4号ニ	和歌山県営住宅条例施行規則第2条第2項
-------	---------------------	---------------------

②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	住民票に記載された住民票関係情報	住民票に記載された住民票関係情報

## 2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務7		
	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令22条 項5号	和歌山県営住宅条例第13条第1項
②事務の内容	公営住宅法第二十七条第五項の事業主体の承認の申請に係る事実についての審査に関する事務	第13条第1項に規定する知事の承認の申請に係る事実についての審査に関する事務

特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令22条 項5号ハ	和歌山県営住宅条例施行規則第10条第2項
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報

特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令22条 項5号ニ	和歌山県営住宅条例施行規則第10条第2項
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	住民票に記載された住民票関係情報	住民票に記載された住民票関係情報

## 2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務8		
	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令22条 項6号	和歌山県営住宅条例第14条第1項
②事務の内容	公営住宅法第二十七条第六項の事業主体の承認の申請に係る事実についての審査に関する事務	第14条第1項に規定する知事の承認の申請に係る事実についての審査に関する事務

特定個人情報1		
---------	--	--

①根拠規定	番号法別表第二主務省令22条 項6号ハ	和歌山県営住宅条例施行規則第13条第2項
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報

## 特定個人情報2

①根拠規定	番号法別表第二主務省令22条 項6号ニ	和歌山県営住宅条例施行規則第13条第2項
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	住民票に記載された住民票関係情報	住民票に記載された住民票関係情報

備考	
----	--

## 届出情報

独自利用事務の対象者	
番号法第9条第2項の条例に規定した日	
保護評価の実施の有無	
評価書番号	
保護評価書の名称	
保護評価書のURLリンク	